

公務員の特定接種について

平成28年2月

内閣官房新型インフルエンザ等対策室
厚生労働省新型インフルエンザ対策推進室

公務員（区分1・区分2）の特定接種の報告

○ 特定接種の対象となり得る公務員については、政府行動計画p82、新型インフルエンザ等対策ガイドラインp119等において、以下のいずれかの新型インフルエンザ等対策の職務に該当する者とされている。

《区分1》 新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

（＝新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務）

《区分2》 新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

《区分3》 民間の登録事業者と同様の職務

○ 公務員については、民間の登録事業者とは異なり登録申請は不要であるが、特定接種実施時のワクチン供給の観点から、公務員の所属機関等から厚生労働省への対象者数等の報告を求めることとしている。

このうち、区分1・区分2の公務員については、「特定接種（公務員）の報告要領」、「特定接種登録申請書（公務員）の入力に関する手引き」に基づき、公務員の所属機関等に、「特定接種管理システム」により報告を行っていただくことを予定。

※ 区分3の公務員については、医療分野又は国民生活・国民経済安定分野の登録要領・入力手引きに基づき報告。

○ 公務員の所属機関等が入力・報告する対象者数は、当該所属機関の全従業者数ではなく、「特定接種（公務員）の報告要領」別添1の表の「特定接種の対象となり得る職務」に従事し、かつ、同表の「職種」に該当する公務員の数を入力する必要。

都道府県・市町村において報告を行っていただくことが想定される職務・職種については、次ページのとおり。

（参考）「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」p95

第4章2.

⑨ 特定接種の対象となり得る国家公務員は、その所属機関、地方公務員については、所属する地方公共団体が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。

公務員の特定接種対象者（都道府県・市町村関係）

○ 都道府県・市町村において報告を行っていただくことが想定される職務・職種

特定接種の対象となる職務	職種	備考	担当府省庁
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する業務	都道府県対策本部員	都道府県知事、副知事、教育長 等	内閣官房
都道府県対策本部の事務	都道府県対策本部事務局職員	新型インフルエンザ等対策事務局業務に専従する者のみ	内閣官房
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する業務	市町村対策本部員	市町村長、副市町村長、教育長 等	内閣官房
市町村対策本部の事務	市町村対策本部事務局職員	新型インフルエンザ等対策事務局業務に専従する者のみ	内閣官房
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	地方衛生研究所職員	—	厚生労働省
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、検体採取、疫学的調査	保健所職員、市町村保健師、市町村保健センター職員	—	厚生労働省
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	地方議会議員	—	内閣官房
地方議会の運営	地方議会関係職員	—	内閣官房

（注1） 特定接種対象者の範囲や総数は、国民の理解が得られるよう、政府対策本部において、発生時の状況に応じて柔軟に決定されるべきである。国会、地方議会についても、発生時に議会で議論すべき課題の状況に応じて柔軟に対応する。

（注2） 地方衛生研究所職員、保健所職員・市町村保健師・市町村保健センター職員については、対象者の基準を整理中。

（注3） 警察職員、消防職員・消防団員については、報告主体・方法を調整中。

都道府県・市町村にお願いする事項①

- 特定接種の対象となり得る地方公務員について、その所属機関である都道府県・市町村において、「特定接種（公務員）の報告要領」、「特定接種登録申請書（公務員）の入力に関する手引き」に基づき、厚生労働省への報告を行っていただきたい。
- 上記について、都道府県におかれては、市町村に周知していただきたい。

【留意事項】

- 医療分野、国民生活・国民経済安定分野を含めた全体としての特定接種の登録・報告人数については、政府で備蓄しているワクチン数等を踏まえ、最終的に1,000万人程度となるように調整することとなるが、区分1及び区分2の公務員については、「新型インフルエンザ等対策有識者会議」において対象者数の絞り込み・整理がなされている職務・職種の場合には、新型インフルエンザ等発生時の必要性・緊急性について国民の理解が得られると考えられるものとして、登録・報告人数の合計を1,000万人程度に調整するための総枠調整の対象外とすることとしている。
- 一方、p3の「都道府県・市町村において報告を行っていただくことが想定される職務・職種」の表に記載している職務・職種については、同有識者会議において対象者数の整理がなされていないため、今後、厚生労働省において報告人数を確定するに当たり、総枠調整の対象外とすることについて、同有識者会議等で審議することを予定している。
- 対象者数の入力・報告については、上記のように報告人数を総枠調整の対象外とすることの可否が今後審議予定であることも踏まえ、「特定接種（公務員）の報告要領」、「特定接種登録申請書（公務員）の入力に関する手引き」に基づき、適切に行っていただくようお願いしたい。
- また、特定接種の接種対象業種や配布されるワクチン数等は、実際に新型インフルエンザ等が発生した際に、政府対策本部において決定されるため、登録・報告されたことをもって必ずしも特定接種を受けられるわけではないので、御留意いただきたい。

都道府県・市町村にお願いする事項②

○ 都道府県におかれては、市町村が報告を行う以下の職務・職種について、特定接種登録申請書(報告書)の内容の確認への御協力をお願いしたい。

特定接種の対象となる職務	職種	担当府省庁
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する業務	市町村対策本部員	内閣官房
市町村対策本部の事務	市町村対策本部事務局職員	内閣官房
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	地方議会議員(市町村議会議員)	内閣官房
地方議会の運営	地方議会関係職員(市町村議会関係職員)	内閣官房

【留意事項】

- 登録申請書(報告書)の内容確認に当たっては、次の2点に御留意いただきたい。
 - ・ 入力の流れ又は誤りがないか。
 - ・ 「市町村対策本部事務局職員」については、申請人数が他の同規模自治体より過大(概ね2倍を超える場合)となっていないか。
- 上記の御確認に当たっての留意点については、別途、文書により提示させていただきたい。
(今後、文書を提示させていただき、その後、3月中を目途に、報告受付を開始(予定)。)

※ 報告要領、入力手引き等については、随時御質問等を受け付けるので、御質問等がある場合は、1月13日事務連絡の質問・意見の様式により厚生労働省新型インフルエンザ対策推進室に御提出いただきたい。

今後のスケジュール（予定）

2月5日 都道府県説明会

2月中 報告要領・手引きの確定・発出後、公務員に係る報告の受付開始（都道府県で報告内容の確認を行っていたp5の職務・職種を除く。）

都道府県で報告内容の確認を行っていただくp5の職務・職種の当該確認に係る留意点を提示。また、当該確認を依頼・当該確認を行っていただく担当部署を調査

3月中目途 都道府県で報告内容の確認を行っていただくp5の職務・職種の報告受付開始

6月30日 報告受付の締切

8月31日 担当府省庁による報告内容の確認の締切

9月頃 「新型インフルエンザ等対策有識者会議」等で審議、対象人数の確定